

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、学童期における側弯症の早期発見が方針内に盛り込まれました

令和3年2月26日

一般社団法人 日本側弯症学会 理事長 伊東 学
学校保健委員会担当理事 渡辺航太

自治体、教育委員会、学校医の皆様

脊柱側弯症は成育過程において好発し、その後生涯にわたり遺残して生活の質を低下させるため、早期発見・早期治療が重要です。我が国では、1979年より学校検診にて実施が義務付けられている通り、脊柱・胸郭の異常に対する側弯症検診は成長期における重要な検診項目の一つです。しかし各自治体における実施体制は統一されておらず、地域格差が発生しておりました。そこで、2020年12月に日本側弯症学会を含む4学会共同で（日本整形外科学会、日本側弯症学会、日本小児整形外科学会、日本臨床整形外科学会）、以下のような「**脊柱側弯症を含む脊柱・胸郭・四肢の異常に対する保健施策の推進に関する要望書**」を国に提出しました。

◆脊柱側弯症を含む脊柱・胸郭・四肢の異常に対する保健施策の推進に関する要望書の内容

- **脊柱側弯症を含む脊柱・胸郭・四肢の異常に対する保健施策を「成育基本法」に基づく基本方針の中で明確に位置付けること**
脊柱側弯症は、成育過程で好発し、その後生涯にわたり心身の健康にかかわる重要な疾患であり、適切な成育医療等の提供が総合的に推進されるよう成育基本法の下で脊柱側弯症を含む脊柱・胸郭・四肢の異常に対する保健施策を整備いただきたい。
- **成育過程にある者に対して検診機器を用いた検診を全国で実施すること**
全国等しく科学的根拠に基づく適切な側弯症検診を受けられるように、記録の残せる検査機器を用いた検診を実施する旨の通知を各関係者に発出すること。
- **学校保健会が全国配布する健康診断マニュアルやその手引き等の中において検査機器を用いた側弯症検診についての記載が今後整うことを前提に、全国実施に先駆け複数自治体でモデル事業を行い、全国にあまねく検査機器を用いた側弯症検診ができるよう協力すること**

その結果、この度、国において、「成育基本法」（2018年12月成立）に基づいた「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、その中で、（4）学童期及び思春期における保健施策として、側弯症に関して、「学童期における

側弯症などの疾病を学校健診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う。」との記載が盛り込まれました。

本決定を受け日本側弯症学会は、国・全国の自治体、教育委員会、医師会とも協力の上、更なる側弯症検診の充実および、居住している地域に関わらず、科学的知見に基づく適切な診断・治療を等しく受けられるよう、検査機器の導入にむけて国と協力を進めてまいります。

自治体、教育委員会、学校医の皆さまにおかれましては、現状の側弯症検診の実施方法や2次検診、その後フォロー体制のあり方について、ぜひ再検討いただき、地域の日本側弯症学会会員の医師にもご相談ください。

◆成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000735844.pdf>

- 学童期における側弯症などの疾病を学校健診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う。(16頁)



-
- 要望書の提出(令和2年12月9日)

左から、法案成立のために多大なご尽力をいただいた自見はなこ先生(参議院議員)、渡

辺航太先生（日本側彎症学会学校保健委員会担当理事）、松本守雄先生（日本整形外科学会理事、前日本側彎症学会理事）、平山直子様（文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 課長）